

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所においてバス運転手として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、当日のバスの乗務を終え、上記営業所から自転車で帰宅する途中、歩道の段差でハンドルを取られて転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌〇日、D整形外科に受診し「背部挫傷、腰椎捻挫、左手挫傷、肋骨骨折」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には既に障害等級第14級に該当する障害があり、新たに生じた障害が既存障害を上回らないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、監督署長がした障害給付を支給しない旨の処分が妥当なものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、「新たに生じた局所の神経障害は、別部位に存する既存障害である局所の神経障害の加重障害とみることなく、個別の障害としてみるのが妥当であるから、本件災害による傷病の治癒後に新たに生じた障害は腰部の神経障害であり、既存障害の部位である頸部とは異なった部位に生じたものとみるべきである。」旨主張している。

(2) 本件災害による負傷後に残存する請求人の障害の状態について、請求人は、「常に腰が痛く、1時間くらい座っていると腰から左足にかけて強い痛みと痺れが出る。長時間座っているとすぐに立ち上がれず、電気のような痛みが出る。」旨述べているところ、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「腰痛の症状が継続している。腰部運動痛、運動制限あり。」との意見を述べ、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「腰痛と腰背部の筋緊張持続している。可動域制限は認めない。局所の神経障害が残存している。」旨の意見を述べている。

(3) 上記(2)の請求人の申述や医学意見からすると、請求人に残存する障害は、その症状からみて、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、「通常の労務に服することができるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(障害等級第14級の9)を超えるものと認めることはできないものと判断する。したがって、障害等級第14級に該当する既存障害よりも現存する障害が重く

なったとはいえないことから、加重には該当しないものである。

- (4) 請求人は、上記(1)のとおり、頸部と腰部は身体上部位が異なるから、本件災害によって生じた障害は既存障害とは別個のものとして評価すべき旨主張するが、請求人が訴える各部位の症状は、「神経系統の機能又は精神」という同一系列に残存するものと評価され、また、上記のとおり加重にも該当しないことから、請求人に残存する障害は、労災則別表第1に定める障害等級表及び障害等級認定基準上は別個に評価されないものである。

なお、請求人は、当審査会において過去に労働基準監督署長の処分が取消しとなった裁決例を資料として提出し、本件についても同様に判断されるべき旨主張しているが、加重には該当しない新たな神経障害として、既存障害と別異に評価して障害等級に応ずる障害給付を支給するか否かの判断は、新旧双方の負傷部位、その程度、予想される症状、当該障害の労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して個別に決定すべきものであると思料するところ、本件については、子細に検討した結果、上記のとおり判断したものであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。